

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	国民健康保険関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東近江市は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もつて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滋賀県東近江市長

公表日

令和7年12月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険関係事務
②事務の概要	<p>国民健康保険は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)に基づき、市町村などが運営する保険制度である。</p> <p>市民は、当該市町村に申請を行うことで保険に加入することができる。保険加入後、市町村ではマイナ保険証の保有状況に応じて資格確認書又は資格情報のお知らせを発行する。市町村は、賦課期日時点で資格がある住民に対して、保険料を賦課し、徴収を行う。また、給付事務として各種給付の申請受付、管理、支払事務などを行う。</p> <p>東近江市は、本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>①被保険者の各種届出に関する事務(国民健康保険法第九条) ②他市町村の所得情報の確認(情報提供ネットワークシステムの利用を想定) ③「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号。)」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのよう、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)又は社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 (オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。) ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格確認情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために、機関別符号の取得及び紐付け情報の提供を行う。 ④公金受取口座情報の取得</p>
③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 収納管理システム 3. 滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー 6. 国保総合システム及び国保情報集約システム 7. 医療保険者等向け中間サーバー 等
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)被保険者台帳情報ファイル (2)賦課情報ファイル (3)給付情報ファイル (4)収納情報ファイル (5)滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用範囲)第1項及び別表項番44 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第2条および第9条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(利用特定個人情報提供省令)第2条の表 (情報提供の根拠) 項番2、3、6、13、16、19、20-2、27、38、42、55-2、56、65、69、81、83、87、95-2、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173、173-2 (情報照会の根拠) 項番69、70、71、160 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康医療部 保険年金課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	東近江市総務部総務課 〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	東近江市健康医療部保険年金課 〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[人手を介在させる作業はない]
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手は、情報連携システムにより行うこととしており、あらかじめ情報連携システムにおいて対象者が同意した場合にのみシステムにおいて対象者の情報を入手できるシステムとなっているため、対象者以外の情報を入手することはない。また、情報連携については、専用線の特定の中間サーバーへの照会により入手することとしているが、あらかじめ定められた様式に基づき必要な情報のみの提供を受けることとしているため、不要な情報の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査

実施の有無 自己点検 内部監査 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 十分に行っている <選択肢>
1) 特に力を入れて行っている
2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムにおいて、担当業務以外に必要な範囲でのみ閲覧が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐づけられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐づけが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	所属長	太田 和政	夏原 善治	事後	
平成29年4月1日	システムの名称		「次期国保総合システムおよび国保情報集約システム」を追加	事後	
平成30年4月1日	所属長の役職	夏原 善治	課長	事後	
平成29年4月1日	しきい値判断項目 計数の時点	平成27年1月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
令和1年6月3日	II-1対象人数(いつの時点の計数か)	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点更新(係数に変更なし)
令和1年6月3日	II-2対象人数(いつの時点の計数か)	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点更新(係数に変更なし)
令和1年6月3日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	国様式の変更による
令和2年1月29日	II-1対象人数(いつの時点の計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	
令和2年1月29日	II-2対象人数(いつの時点の計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	
令和3年2月26日	I-1. ②事務の概要	国民健康保険は、国民健康保険法…(中略)… ②他市町村の所得情報の確認(情報提供ネット	③「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」(以下「改正法」)	事後	
令和3年2月26日	I-1. ③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 収納管理システム	6. 国保総合システム及び国保情報集約システム (「次期」を削除)	事後	
令和3年2月26日	I-3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)	事後	
令和3年2月26日	I-4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二…(中略)…	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和5年2月2日	I-4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号	・番号法第19条第8号	事後	・現時点までの番号法の条文ズレを見直して記載した。
令和5年2月2日	I-4. ②法令上の根拠	・(情報照会の根拠) 項番42、43、44、45	(情報照会の根拠) 項番42、43、44、45、121 121を追記	事後	公金受取口座登録制度が開始されることで、同口座情報に
令和5年2月14日	I-1. ②事務の概要	—	④公金受取口座情報の取得	事後	
令和5年4月3日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署	市民環境部 保険年金課	健康医療部 保険年金課	事後	
令和5年4月3日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問	東近江市市民環境部保険年金課	東近江市健康医療部保険年金課	事後	
令和6年4月23日	I-3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)	事後	とりまとめ機関が、オンライン資格確認のための準備とし
令和1年6月3日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	国様式の変更による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月22日	I-3. 個人番号の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用範囲)第1項及び別表第1 項番30 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認) 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用範囲)第1項及び別表項番44 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第2条及び第9条 	事後	
令和7年12月22日	I-4. ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (情報提供の根拠) 項番46 (情報照会の根拠) 項番42、43、44、45、121 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(利用特定個人情報提供省令)第2条の表 (情報提供の根拠) 項番2、3、6、13、16、19、20-2、27、38、42、55-2、56、65、69、81、83、87、95-2、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173、173-2 (情報照会の根拠) 項番69、70、71、160 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和7年12月22日	II-1対象人数(いつの時点の計数か)	令和5年1月1日時点	令和7年12月1日時点	事後	
令和7年12月22日	II-2対象人数(いつの時点の計数か)	令和5年1月1日時点	令和7年12月1日時点	事後	
令和7年12月22日	IV-8人手を介在させる作業	—	項目の追加による記載	事後	国様式の変更による
令和7年12月22日	IV-11最も優先度が高いと考えらる対策	—	項目の追加による記載	事後	国様式の変更による